

「投信取引約款」新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
<p>1. (約款の趣旨)</p> <p>(追加) 当約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合せた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様と朝日信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>なお、当約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。</p> <p>(追加)</p>	<p>1. (約款の趣旨)</p> <p>(1) 当約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合せた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様と朝日信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>なお、当約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。</p> <p>(2) お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、電子サイン取引規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。</p>
<p>2. ~ 3. (略)</p> <p>3. の2. (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4. ~ 5. (略)</p>	<p>2. ~ 3. (同左)</p> <p>3. の2. (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4. ~ 5. (同左)</p>
<p>第2章 投資信託受益証券の保護預り取引</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (保護預り証券の保管方法および保管場所)</p> <p>(略)</p> <p>① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混載して保管（以下「混載保管」といいます。）</p>	<p>第2章 投資信託受益証券の保護預り取引</p> <p>6. (同左)</p> <p>7. (保護預り証券の保管方法および保管場所)</p> <p>(同左)</p> <p>① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）</p>

旧	新
<p>できるものとします。 (以下略)</p> <p>② 上記①による混藏保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>③ (略)</p> <p>8. (混藏保管に関する同意事項)</p> <p>上記7. の規定により混藏保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (略)</p> <p>9. ~ 15. (略)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② 保護預り証券のうち現状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</p> <p>17. ~ 20. (略)</p>	<p>できるものとします。 (同左)</p> <p>② 上記①による混合保管は大券をもって行うことがあります。</p> <p>③ (同左)</p> <p>8. (混合保管に関する同意事項)</p> <p>上記7. の規定により混合保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>9. ~ 15. (同左)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</p> <p>17. ~ 20. (同左)</p>
<p>第3章 投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引</p> <p>21. ~ 24. (略)</p> <p>25. (投資信託受益証券の保管)</p> <p>(1) この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混藏して保管いたします。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までの規定により混藏して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (略)</p> <p>26. ~ 30. (略)</p>	<p>第3章 投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引</p> <p>21. ~ 24. (同左)</p> <p>25. (投資信託受益証券の保管)</p> <p>(1) この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管いたします。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までの規定により混合して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>26. ~ 30. (同左)</p>
<p>第4章～第6章 (略)</p>	<p>第4章～第6章 (同左)</p>
<p>以 上</p> <p>(平成 19 年 9 月制定) (平成 20 年 3 月改正) (平成 21 年 1 月改正) (平成 22 年 7 月改正) (平成 26 年 1 月改正) (平成 28 年 7 月改正) (令和 2 年 3 月改正)</p>	<p>以 上</p> <p>(平成 19 年 9 月制定) (平成 20 年 3 月改正) (平成 21 年 1 月改正) (平成 22 年 7 月改正) (平成 26 年 1 月改正) (平成 28 年 7 月改正) (令和 2 年 3 月改正) (令和 7 年 12 月改正)</p>